

英国におけるスチュワードシップ・コードの推進

三 和 裕美子
村 澤 竜 一

目 次

1. はじめに
2. 英国FRCによるスチュワードシップ・コードの推進
3. 英国におけるスチュワードシップに係る取組み
4. まとめにかえて—日本への示唆—

本稿は、英国におけるスチュワードシップ・コードの推進の状況や、様々な機関のスチュワードシップ活動に係る取組みを検討することで、わが国の機関投資家のスチュワードシップ活動の実効性を高めるための施策を考察する。具体的には、自主規制機関である英国FRC、投資運用会社の業界団体である英国Investment Association、アセットマネジャーの取組みとしてJPMorgan Asset Management (UK) 社の事例を取り上げる。

1. はじめに

2017年5月に改訂された日本版スチュワードシップ・コード（以下、日本版SSコード）の主な狙いは、機関投資家によるスチュワードシップ活動の実効性の向上である。機関投資家には、イ

ンベストメント・チェーンにおける各々の状況に応じて、自らの責任を実質において適切に果たすことで、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと進化させることが期待されている。

スチュワードシップ活動の実効性に係る実態の



三和 裕美子（みわ ゆみこ）

明治大学商学部教授。大阪市立大学大学院経営学研究科後期博士課程単位取得退学後、明治大学商学部助手、同専任講師、同助教授、2005年より同教授、現在に至る。博士（商学）。ミシガン大学客員教授（06～08年）。主な著書は『機関投資家の発展とコーポレート・ガバナンス』（日本評論社）、“Corporate Governance in Japan”（共著、シュプリンガー・フェアラーク東京）、『東アジアとアセアン諸国のコーポレート・ガバナンス』（編著、税務経理協会）など。



村澤 竜一（むらさわ りゅういち）

KPMGジャパン コーポレートガバナンスCoE あずさ監査法人 金融事業部 ディレクター。1998年安田生命保険相互会社入社。03年あずさ監査法人入所、16年より現職。早稲田大学大学院ファイナンス研究科修了。明治大学大学院商学研究科博士後期課程在学。近著の論文は「わが国における機関投資家の役割の再考—ステークホルダー間の利害調整機能に着目して—」（商学研究論集 第48号 18年）。証券経済学会正会員。